

2025 年度 班長さんの手引

2025 Group leader's guide

*** 春日町内会 ***

目次

- | | | |
|-----|---------------------------|--------|
| (1) | 班長さんの役割 | ・・1 |
| (2) | 町内会事業計画 | ・・2 |
| (3) | 町内会予算書 | ・・3 |
| (4) | 役員名簿、理事名簿 | ・・4-6 |
| (5) | 町内会会則及び細則 | ・・7-10 |
| (6) | 町内会リサイクルにご協力をお願い | ・・11 |
| (7) | 春日記念会館の使用について | ・・12 |
| (8) | 2025 年度 会費・募金納付及び回覧物配布予定表 | ・・13 |

(1) 班長さんの役割

任期 2025年4月13日～2026年4月11日

役 割	<p>* 回覧物の班内配布（月末頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報あげお／市議会だより／ボランティア誌ふれふれ等は各家庭に直接ポスティングされます。 ・ ポスティングに関する問合せ先は上尾市広報課（775-4918）まで
	<p>* 町内会費集金 3,000円（月額250円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集金後5/17(土)9:30～11:30に日赤募金と共に記念会館へご持参ください。（班長ノートも忘れずに）
	<p>* 募金集金（回覧と一緒に回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日赤募金（5月） ・ 社協賛助会員（7月） ・ 赤い羽根共同募金（10月） ・ 歳末助け合い募金（10月） <p>— 指定の土曜日の9:30～11:30の間に記念会館へご持参下さい —</p>
	<p>* 慶弔見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会会員の世帯主が亡くなられたときは、弔慰金として5,000円を贈りますので会長または副会長までお知らせください。 ・ 町内会会員が出産したときは出産祝金5,000円を贈りますので会長または副会長までお知らせください。
ご協力下さい	<p>* 納涼祭の準備／片付け／ビンゴゲーム／抽選会の手伝い 7月</p> <p>* クリーン春日／上尾 6月</p> <p>* リサイクル品回収 第3日曜日 8:00～9:00 第一公園、第二公園 第三公園、ベルーナ東側 （ダンボールや雑紙などはお近く集積所へお出してください）</p>
ご参加下さい	<p>* 防災訓練 11月（未定）</p> <p>* 救急法講習会 2月</p>
軽トラック貸出	<p>* 町内の軽トラックを貸出致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回4時間以内500円、長距離使用の場合はガソリン代別途 ・ 予約申込は倉田理事まで・・・

町内会への連絡方法

- ・ お急ぎの場合・・・町内会名簿の会長または副会長にお電話ください。
- ・ お急ぎではない場合・・・1: 電子メールでの連絡は kasuga.chou2020@gmail.com へ
2: ファクシミリでの連絡は 776-1748 へお願い致します。

「参考資料」

人口統計	今年（2025/4/1）				
	男	女	合計	世帯数	前年比
春日一丁目	1,536	1,595	3,131	1,427	-53人 -11世帯
春日二丁目	613	611	1,224	511	-23人 -1世帯
春日合計	2,149	2,206	4,355	1,938	-76人 -12世帯
上尾市	113,688	116,523	230,211	109,969	+166人+1164世帯

(2) 春日町内会 2025年度事業計画

月 日	項 目	説 明
4月12日(土)	総 会	事業・決算報告、監査報告、事業計画・予算審議 他
4月20日(日)	新班長会議	班長名簿、班長の役割、リサイクル協力依頼
5月17日(土)	町内会費 日赤募金	町内会費 3,000円 (250円 x 12ヶ月) 日赤募金一世帯あたり 220円
6月 1日(日)	クリーン春日	8:00~9:00 町内4カ所にて町内一斉清掃
6月14日(土)	理事会	納涼祭打ち合わせ 注1
7月 5日(土)	社協賛助会員	社会福祉協議会の賛助会員・1口500円
7月13日(日)	納涼祭	注1
9月14日(日)	敬老記念品贈呈	満75歳以上商品券の贈呈
10月11日(土)	赤い羽根共同募金	一世帯あたり320円
	歳末助け合い募金	一世帯あたり190円
10月26日(日)	秋祭り	注2
1月17日(土)	理事会	理事会、新年会
2月15日(日)	救急法講習会	AED、心肺蘇生法体験
3月 7日(土)	班長会議	班長交代届提出
3月21日(土)	理事会	総会前会議
4月11日(土)	総 会	事業・決算報告、監査報告、事業計画・予算審議 他
その他	毎月末：回覧物配布、初旬：上尾市自治統括員会、第3土：4役会	
	毎月第3日曜日：町内リサイクル	
	毎月最終水曜日：春日倶楽部	
	毎月第2・第4月曜：いきいきクラブ	
	毎週金曜日：アッピー元気体操	
	毎月第3月曜日：春日歌の会	
	毎週月・水・金曜日：防犯ボランティア会	
	毎月：町内会だより発行	

注1： 町内会では納涼祭と秋祭りに行事を分散して実施します。納涼祭では今年も大抽選会および大人も子どもも参加できる「大ビンゴゲーム大会」を行う予定です。

注2： 日程や内容は子ども会主導にて決定します。町内会は補助的活動を行う予定です。昨年の子ども神輿は町内を練り歩くのではなく春日第一公園の中や周囲を廻る様にしました。
今年も子ども達に何か楽しい催しを考えます。

(3) 町内会予算書

(省 略)

(4) 令和7年度 春日町内会役員名簿

役 職	氏 名	電話番号
※相談役	本 田 守	
※会 長	永 倉 和 男	
副 会 長 (会長代行)	高 橋 貞 治	
〃	勝 俣 俊 一	
〃 自治統括員	砂 塚 利 彦	
※ 〃	長 坂 准	
会 計	荒 木 正 道	
副 会 計	永 倉 幸 枝	
監 事	舘 盛 紀 夫	
〃	白 石 信 雄	
民生委員・児童委員	白 井 孝 子	
〃	海 藤 佳 子	
〃	村 上 信 夫	
青少年育成推進員	岩 本 百合子	
環境美化推進員	寺 島 博 信	
〃	高 橋 貞 治	
〃	澤 畑 稔 裕	
スポーツ協会委員	永 倉 和 男	
明るい選挙推進員	秋 山 允 一	
交通安全協会委員	小 川 尚 之	
〃	澤 畑 稔 裕	

役 職	氏 名	電話番号
子ども会会長	鈴木 紘子	
いきいきクラブ会長	高橋 貞治	
春日ジュニアキング代表	佐藤 巖	
町内会リサイクル事業部部長	澤 畑 稔 裕	
防犯ボランティア会会長	中 島 敏 夫	
※春日自主防災会会長	永 倉 和 男	
アッピー元気体操代表	田 端 志づ江	
春日倶楽部代表	五十嵐 正 行	
春日歌の会	田 端 志づ江	
春日老人だんらんの家会計	森 田 泰 子	
記念会館鍵管理・軽トラック管理	倉 田 達 三	
広 報 委 員	小 林 乙 三	
〃	秋 山 允 一	
〃	井 上 邦 和	
※ 〃	寺 島 博 信	

(注) ※印 新

令和7年度 春日町内会理事名簿

令和7年4月12日

	氏名	電話番号		氏名	電話番号
1	秋山 兪一		26	中島 敏夫	
2	荒木 正道		27	永倉 幸枝	
3	五十嵐 正行		28	永倉 竹正	
4	井上 邦和		29	永倉 和男	
5	岩本 百合子		30	仲間 茂	
6	岡野 敏行		31	本田 守	
7	岡野 瞳		32	峯村 賢史	
8	岡野 雄二		33	村上 信夫	
9	小川 尚之		34	山田 直正	
10	勝俣 俊一		35		
11	加藤 千恵子		36		
12	海藤 尚広		37		
13	倉田 達三		38		
14	小林 乙三		39		
15	佐藤 巖		40		
16	澤畑 稔裕		41		
17	白石 信雄		42		
18	鈴木 紘子		43		
19	砂塚 利彦		44		
20	高橋 貞治		45		
21	舘盛 紀夫		46		
22	田端 優行		47		
23	寺島 博信		48		
24	内藤 茂實		49		
25	長坂 准		50		

(注) ※印 新

(5) 春日町内会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は春日町内会と称し事務所を春日記念館に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦によって、地域の発展と会員福祉の向上を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項に関する事業を行う。

- (1)、地区行事の実施。(2)、会員相互の親睦と福祉向上。(3)、環境の整備改善。
- (4)、市行政との連絡。(5)、その他。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、春日町内に居住し、本会に加入している世帯をもって構成する。

(班構成)

第 5 条 会員は、原則として居住する近傍の班に所属する。

(組 織)

第 6 条 本会は添付組織図の組織形態により運営する。

第 2 章 機 関 組 織

(会 議)

第 7 条 本会に次の機関を置く。

- (1)、総 会 (2)、理事会 (3)、四役会 (4)、班長会

(総 会)

第 8 条 総会は春日町内会の最高議決機関とする。

- 2、総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度 1 回開催する。
- 3、臨時総会は、理事会の決議及び四役会が必要と認めたとき開催する。
- 4、総会は会長が招集し、役員の過半数の出席により成立し(委任状を含む)、出席者の過半数を以て決定する。可否同数の場合は議長が決定する。
- 5、総会の議長は会長が務める。

(定期総会)

第 9 条 定期総会は次の事項を審議し議決する。

- (1)、事業報告。(2)、収支決算報告。(3)、事業計画。(4)、収支予算。
- (5)、役員を選任及び承認。(6)、会則の改廃。(7)、その他必要事項。

(理事会)

第 10 条 理事会は本会の運営及び執行についての協議決定機関とし、会長・副会長及び理事で構成し、必要に応じ会長がこれを招集する。

(四役会)

第 11 条 会長・副会長・会計・副会計で構成し、随時会長がこれを招集する。

(事務局)

第 12 条 議事録の作成・報告事項の印刷など、本会の業務を処理するため事務局を置くことができる。

(関係団体等)

第 13 条 本会は、別に定める関係団体などと協力し、お互いの活動を援助する。

2、関係団体等には、理事会の決議により総会の承認を得て補助金又は活動費を支出することができる。

(その他)

第 14 条 本会の運営上必要に応じ理事会の決議により、部・局・委員会を設ける事が出来る。

2、第 1 項に定める部・局・委員会は、事務局及び部員を若干名おくことができる。これは会長が委任する。

第 3 章 役 員

(役員)

第 15 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長	1 名
2. 副 会 長	6 名以内
3. 会 計	1 名
4. 副 会 計	1 名
5. 書 記	1 名
6. 監 事	2 名
7. 理 事	若干名
8. 顧問・相談役	若干名
9. 広 報 委 員	若干名
10. 班 長	各班 1 名

(役員を選出)

第 16 条 会長・副会長は総会において選出する。

2. 会計・副会計・広報委員・書記は会長・副会長の合議により選出する。

3. 理事は別項の定める者を除き、会長・副会長の合議により選出する。

4. 関連団体を代表するもの各 1 名は、本会の理事となる。

5. 行政関連委員は、本会の理事となる。

6. 会計監事は理事会において選出する。

7. 班長は各班において選出する。

8. 顧問・相談役は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 17 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

3. 会計は、会計事務を処理し、決算報告する。

4. 副会計は、会計を補佐し、会計事務を処理する。会計事故ある時はこれを代理する。

5. 書記は、会長の指示に依り、事務局を統括する。
6. 監事は、会計を監査する。
7. 理事は、本会の業務を分担し、運営を執行する。
8. 班長は、担当する班の代表として、本会の決定事項の伝達、その他連絡を行う。

(役員任期)

- 第 18 条 班長を除く役員任期は 2 年とし再選を妨げない。
2、班長の任期は、1 年とし再選を妨げない。

第 4 章 会 計

(町内会経費)

- 第 19 条 本会の経費は会費・寄付金・交付金・その他によってまかなう。

(町内会費)

- 第 20 条 本会の会費は、月額 2 5 0 円 (年 3, 000 円) とする。なお、物価の変動に応じて変えることができる。
- 2 年度途中で新たに会員になった者の会費は、会員になった月の翌月から徴収する。
 - 3 会費は原則として払い戻しは行わない。
 - 4 会費は班長が徴収して会計に納入する。

(会計年度)

- 第 21 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

- 第 22 条 会計に関する事項については、別に定める「会計処理細則」による。

第 5 章 そ の 他

(細則)

- 第 23 条 その他町内会の運営に関する事項については、別に定める「会則細則」による。

(施行)

- 第 24 条 この会則は平成 31 年 4 月 13 日より一部改正する。
- 第 6 条 この条文は令和 5 年 4 月 8 日より施行する。
- 第 13 条 この条文 2 に又は活動費を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。
- 第 15 条 この条文 2 の 6 名を 6 名以内に変更し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。
- 第 15 条 この条文に 9 を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。
- 第 16 条 この条文 2 に広報委員を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。
- 第 20 条 この条文は令和 7 年 4 月 12 日より施行する。

春日町内会会則細則

(細則)

- 第 1 条 春日町内会会則第 22 条に従い、この細則を定める。

(傷害保険加入)

- 第 2 条 町内会会員が、町内会の行事及び事業実施中に傷害を受けた場合は、傷害保険を

以てこれに充てる。

(慶弔見舞金)

第 3 条 (1) 町内会会員の世帯主又は理事が死亡したときは、弔慰金として 5,000 円を贈る。

(2) 町内会会員が出産したときは出産祝金として 1 人につき 5,000 円を贈る。

(役員等の活動費)

第 4 条 本会の役員に対し、理事会の決議に依り活動費を支払いする事が出来る。

(退職慰労金)

第 5 条 町内会長・副会長・会計・副会計の退任に際しては、その功労に報いるため記念品を贈呈する。記念品の額は、その任期に拘らず会長は 2 万円相当、副会長・会計・副会計は 1 万円相当とする。

(決算報告)

第 6 条 補助金を受けている団体は、毎年度決算報告書を提出しなければならない。

(関係団体等)

第 7 条 規約第 13 条に規定する「別に定める関係団体等」とは次の団体・委員のことをいう

1、関係団体

春日自主防災会、いきいきクラブ、だんらんの家、防犯ボランティア会、春日スポーツ協会、春日倶楽部、社会福祉協議会、スポーツ少年団、交通安全協会、アッピー元気体操、春日歌の会、春日子ども会、リサイクル事業部

2、行政関連委員

民生委員・児童委員、環境美化推進員、少年補導委員、地域防犯推進委員
明るい選挙推進員

(施行)

第 8 条 この細則は平成 31 年 4 月 13 日より施行する。

第 4 条 この条文改正は令和 2 年 4 月 11 日より施行する。

第 3 条 この条文は (2) を追記し令和 4 年 4 月 11 日より施行する。

第 7 条 この条文の 1、関係団体にリサイクル事業部を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。

(6) 町内会資源リサイクルにご協力をお願い

毎月第3日曜日の「春日町内会資源リサイクル」に協力お願いします。

リサイクル当日は8時から町内会リサイクル事業部の皆さん、理事の皆さん、協力者の皆さん計30数名の方々がボランティアでリサイクル品の分別と整理を行います。

1、資源リサイクル品は下記の通り7品目です。分別してご持参下さい。

1:新聞紙 2:雑誌・本類 3:雑紙 4:段ボール 5:牛乳パック
6:缶類（アルミ缶・スチール缶） 7:ぼろ布

2、下記収集日に段ボールはお近くの集積所にもお出し頂けます。

3、お持ち頂ける場所は

第一公園南側、第二公園西側、第三公園西側、ベルーナ東側 です。

4、リサイクル品の収集日（2025年～2026年）は以下の通りです。

毎月の	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	20日	18日	15日	20日	17日	21日
第三	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日曜日	19日	16日	21日	18日	15日	15日

5、下記の物は上尾市の定期収集日に出して下さい。

収集日は下記の通りです。

- ・スプレー缶、カセットボンベは毎月第1水曜日に必ず使い切って穴をあけないでお出してください。
- ・びん類、びんの割れた破片、板ガラス等は毎月第1木曜日にお出し下さい。中身を出して軽く洗って下さい。
- ・金属・陶器類は毎月第3水曜日にお出してください。

(7) 春日記念会館の使用について

平成 26 年 4 月 11 日

春日町内会長

1、会館の使用区分

春日記念会館は、次にあげる目的に使用する場合に、その使用を許可する。

- (1) 春日町内会役員 の 会 議、集 会
- (2) 春日町内会関係団体 の 会 議、集 会
- (3) 春日町内会関係団体に準ずる団体 の 会 議、集 会
- (4) 春日町内会主催 の 行 事
- (5) 春日住民のみの私的な集会、趣味、娯楽の集い
- (6) 春日住民を主体とした他地域の住民を含む私的な集会、趣味、娯楽の集い
- (7) 春日住民以外の者が主体となった春日住民も含む私的な集会
- (8) 春日住民以外の者のみによる集会

2、会館の使用許可

- (イ) 使用の申請は、1ヶ月前からとする。
- (ロ) 前項(1)から(5)の使用の場合は、鍵管理者への口頭による申請でもよい。
- (ハ) 前項(6)・(7)の使用の場合は、鍵管理者に使用申請書(責任者として春日住民の氏名、
使用目的、員数、使用日時等を記載する)を提出して許可を得る。
- (二) 前項(8)の使用については、町内会長の使用許可を要する。

3、使用日時の調整

使用予定が重なった場合は、原則として責任者が話し合っ調整する。但し、前項2項のうち(1)から(5)の使用が見込まれる場合は、事前に(6)以降の使用を制限する場合がある。

4、会館の使用料

使用時間帯を午前、午後、夜間の3区分とし、その使用料を下記のとおりとする。

使用区分	午前	午後	夜間
(1)~(5)	無料	無料	無料
(6)	1,000円	1,000円	1,000円
(7)	2,000円	2,000円	2,000円
(8)	5,000円	5,000円	5,000円

但し、現在使用中団体の使用料については平成26年9月から上記使用料とする。

5、使用上の注意

※使用後の後片付け、掃除(トイレも含む)、ごみの持ち帰り、電気、鍵、ガス等の安全確認を、使用する者の中の春日の住民が責任者となる。

※確認後の結果を使用ノートにチェック記入し鍵袋を返却する。

※会館の使用料支払い領収書が必要な責任者はお申し出てください。

(8) 2025 年度 会費・募金納付及び回覧物配布予定表

年 月	会費・募金持参	回覧物配布 予定日	備 考
2025 年 4 月		22 日 (火)	
5 月	17 日 (土)	町内会費及び日赤募金 9:30～11:30 春日記念会館へ	
		20 日 (火)	
6 月		10 日 (火)	
7 月	5 日 (土)	社会福祉協議会賛 助会員申込 9:30～11:30 春日記念会館へ	
		8 日 (火)	
8 月		12 日 (火)	
9 月		9 日 (火)	
10 月	11 日 (土)	歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金 9:30～11:30 春日記念会館へ	
		14 日 (火)	
11 月		11 日 (火)	
12 月		9 日 (火)	
2026 年 1 月		13 日 (火)	
2 月		10 日 (火)	
3 月	7 日 (土)	班長交代届提出 9:30～11:30 春日記念会館へ	
		10 日 (火)	
4 月	11 日 (土)	定期総会 10:00～11:30 春日記念会館にて	